

日進市自治基本条例

検証関係課一覧



=今回検証条文

章	項目	条文		関係課			
前文	前文			企画政策課	市民協働課		
第1章 総則	(目的)	第1条		企画政策課			
	(条例の位置づけ)	第2条		企画政策課	総務課		
	(定義)	第3条	第1号	企画政策課	市民協働課		
			第2号				
第3号							
第4号							
第2章 自治の基本原則	(自治の基本原則)	第4条	第1号	市民協働課			
			第2号		地域福祉課		
			第3号	企画政策課			
			第4号	市民協働課			
			第5号	企画政策課			
			第6号	市民協働課			
			第7号	秘書広報課			
第3章 市民の権利	(個人の尊厳)	第5条		市民協働課	地域福祉課		
	(平和的生存権)	第6条		危機管理課	生活安全課		
	(環境権)	第7条		環境課			
	(知る権利)	第8条		総務課			
	(個人情報保護)	第9条		総務課			
	(権利の尊重)	第10条		地域福祉課	危機管理課		
第4章 市民、市議会 及び市長等の 役割と責務	(市民の役割と責務)	第11条	第1項	環境課			
			第2項	秘書広報課	市民協働課		
			第3項	財政課	税務課	収納課	
	(市議会の役割と責務)	第12条	第1項	議会 (議事課)			
			第2項				
	(市長の役割と責務)	第13条	第1項	企画政策課			
			第2項				
			第3項	人事課			
	(市職員の役割と責務)	第14条	第1項	人事課			
			第2項				
第5章 参加と協働	(市民参加)	第15条	第1項	市民協働課			
			第2項	子育て支援課			
			第3項				
			第4項	市民協働課			
			第5項				
	(市民自治活動)	第16条	第1項	市民協働課			
			第2項				
			第3項				
			第4項		地域福祉課	生涯学習課	
			第5項				
	(連携)	第17条	第1項	市民協働課			
第2項			企画政策課	市民協働課			

章	項目	条文	関係課		
第6章 市政の組織 及び運営	(柔軟な組織の形成)	第18条	企画政策課		
	(市民本位の市政運営)	第19条	情報広報課	企画政策課	
	(計画的な市政運営)	第20条	企画政策課		
	(開かれた市政運営)	第21条	第1項	行政課	
			第2項		
	(個人情報の適切な取扱い)	第22条	第1項	行政課	
			第2項		
	(適切な行政手続)	第23条	第1項	行政課	
			第2項		
	(財政)	第24条	第1項	財政政策課	
	第2項				
	第3項				
(行政評価)	第25条	第1項	企画政策課		
		第2項			
第7章 住民投票	(住民投票)	第26条	第1項	企画政策課	
			第2項		
			第3項		
			第4項		
第8章 条例の遵守等	(条例の遵守)	第27条	第1項	企画政策課	
			第2項		
			第3項		
	(条例の見直し)	第28条	第1項	企画政策課	
			第2項		
			第3項		
(委任)	第29条		企画政策課		

日進市自治基本条例検証シート

第24条（財政）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第24条</p> <p>市長は、総合計画に基づき中長期的な財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。</p> <p>2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、わかりやすく説明しなければなりません。</p> <p>3 市長は、日進市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。</p>
解説	<p>計画的で実効性のある市政運営を行う上で重要な「財政」について定めています。</p> <p>第1項では、中長期的な財政計画を策定し、計画的で効率的な財政運営を行うことを規定しています。</p> <p>第2項では、財政に関する計画及び状況を市民にわかりやすく説明することを規定しています。健全な財政運営が行われているかどうかを市民もチェックできるようにすることが大切だと考えています。</p> <p>第3項では、市有財産の適正管理と有効活用について規定しています。</p>

財務政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成18年3月	・中期財政計画（平成18年度から平成22年度）
平成23年3月	・中期財政計画（平成23年度から平成27年度）
平成23年度～ 【毎年度実施】	・予算編成方針の公表開始
平成26年3月	・中期財政計画（改）（平成26年度から平成30年度）
平成27年度	・市有財産土地一般競争入札により売却 （平成28～29年度実施）
平成28年度～ 【毎年度実施】	・予算配分に新枠配分方式を導入・予算編成過程の公表 開始 ※枠配分方式と一件査定方式のメリットを併せた方法
平成28年度	・公共施設等総合管理計画
平成29年度	・統一的な基準による地方公会計の導入
平成29年度	・修繕予算枠の導入
平成30年3月 【毎年度実施】	・中期財政計画（平成30年度から令和4年度）

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 中期財政計画の策定は、当初5年ごとの見直しとしていましたが、社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応するため、平成30年度から毎年度策定に改めました。なお、平成26年の見直しは普通交付税の交付や制度改革などの影響で、大幅な計画見直しが必要だったことに起因します。
- 予算編成の前に経常経費調査を行うとともに、新枠配分方式による予算配当を行うことにより、優先順位の高い事業に効率的・効果的な予算配当を行っています。
- 経常経費の削減には限界があるため、これまで以上に事業の効率化が必要です。
- 地方公会計の導入により、ストック情報（資産・負債）の把握等が可能となりました。
- 予算・決算状況や財政白書、ストック情報などの情報を広報紙には年2回、市HPには随時掲載しています。
- 活用可能な普通財産土地データについて、庁内で共有データ化を図っています。
- 経営改革プラン及び公共施設等総合管理計画により、公共施設の計画的な修繕を行うため、予算時に修繕予算枠を設定しました。

4 今後の方向性

- 中期財政計画は、今後も毎年見直しを実施していきます。
- 予算配分方式については、各担当課での工夫を促し、さらに効率的・効果的な予算配分方法となる方法の導入をめざし、調査・研究をしていきます。
- 財政に関する情報を、引き続き広報紙等を活用し、掲載していきます。
- 固定資産台帳の活用、修繕予算枠による施設修繕など、市有財産の適正管理を実施していきます。

日進市自治基本条例検証シート

第25条（行政評価）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第25条</p> <p>市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させていかなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。</p>
解説	<p>日進市の行政が効率的、効果的に行われているかどうかを評価する仕組みについて定めています。日進市では、平成17年度から行政評価を実施しており、事務事業評価を行い、結果を公表しています。</p> <p>第1項では、市民参加のもとに行政評価を実施し、市政に反映させていくことを規定しています。なお、平成23年度からは外部評価を行っています。</p> <p>第2項では、評価を実施するだけでなく、その結果を公表することを規定しています。行政評価制度は、効率的な行政運営のためだけでなく、結果を公表することにより、市民への説明責任を果たすことにもつながります。</p> <p>※行政評価とは</p> <p>民間の経営手法を行政運営に積極的に取り入れ、行政の効率性を高めようとする考え方（NPM：ニューパブリックマネジメント）の手法の一つです。行政が実施する仕事を、「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）」というマネジメントサイクルでとらえて、一定の基準、指標に従って客観的に分析、評価し、その結果を今後の行政運営に反映させるものです。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成20年度 【毎年度実施】 ※以下同じ	・事務事業評価の実施及び公表（522事業）
平成21年度	・事務事業評価の実施及び公表（277事業） ※平成21年度から、評価する事務事業を絞り込んで実施
平成22年度	・事務事業評価の実施及び公表（220事業）
平成23年度	・事務事業評価の実施及び公表（200事業） ・外部評価の実施（5事業）
平成24年度	・事務事業評価の実施及び公表（263事業） ・外部評価の実施（8事業）
平成25年度	・事務事業評価の実施及び公表（257事業） ・外部評価の実施（10事業）
平成26年度	・事務事業評価の実施及び公表（258事業） ・外部評価を実施（5事業）
平成27年度	・事務事業評価の実施及び公表（265事業） ・外部評価の実施（2事業及び1テーマ） ※平成27年度の外部評価から、事務事業の枠にとらわれないテーマ型評価を実施
平成28年度	・事務事業評価の実施及び公表（248事業） ・外部評価の実施（1事業及び1テーマ）
平成29年度	・事務事業評価の実施及び公表（236事業） ・外部評価の実施（1事業及び1テーマ）
平成30年度	・事務事業評価の実施及び公表（233事業） ・外部評価の実施（1事業及び1テーマ）

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

行政評価については、毎年度、事務事業評価と外部評価（平成23年度から）の2種類を実施し、それぞれの評価結果を公表しています。

【事務事業評価について】

- 平成17年度から、市民に対する説明責任の実現、事務事業の見直し、業務改善、職員の意識改革を主な目的として、事務事業評価を開始しました。
- 事務事業評価については、制度所管課である企画政策課において、実施計画のヒアリング時にあわせて各課とヒアリングを行い、指標の設定方法、評価の理由や成果・課題等に関して綿密な調整を実施しています。そうすることで、評価結果を活用した実施計画の策定や予算編成につながり、PDCAサイクルの確立が可能となることで、事業効果の一層の向上や業務の効率化等を積極的に進めています。

- 平成26年度には、外部有識者による全課を対象とした説明会を開催し、特に、アウトプット・アウトカム指標の見直し作業を行うことで、各種事業の効果、課題等が、より把握しやすくなるなど、事業の改善、工夫につながる取り組みを進めています。
- 事務事業評価の単位は、実施計画、予算における事業単位と、完全に1：1：1になっていないため、PDCAサイクルをうまく連動させていく上で、実施計画の策定や予算編成に、十分に活用しきれていない面があります。

【外部評価について】

- 平成23年度から、外部からの視点を事務事業の評価に取り入れ、第三者的な視点により、評価の透明性や客観性を向上させる仕組みと外部評価を試行実施しました。
- 平成25年度からは、本格実施として、附属機関であり、学識経験者や公募市民から構成される日進市行政改革推進委員会による外部評価を開始しました。外部評価は、市民にも公開で実施し、委員からの様々なご意見、ご提言や、また、外部評価での意見を受けた対応についても、ホームページで公表しています。
- 平成27年度から、事務事業の枠にとらわれない「テーマ型評価」を行い、総合計画における施策や、第2次経営改革プランに位置付けられた取組項目など、複数の事務事業を束ねる施策や部横断的な事業等の評価を実施することで、外部評価による各種施策・事業の見直し、改善を積極的に進めております。

4 今後の方向性

- 今後も事務事業評価と外部評価を実施していきます。
- 今年度、行財政システムを新たに導入することで、令和元年度予算から、事業単位を再構築します。事務事業評価、実施計画、予算の事業単位を揃えることで、行政評価を最大限活用する実施計画、予算編成につなげていく予定です。
- 事務事業評価については、令和2年度公表分（評価対象令和元年度）から、事業単位が揃うことで、予算執行状況の効率性や課題及びそれに対応した実施計画、予算までの流れが、市民にとっても、よりわかりやすくお示しできるようにしていく予定です。

日進市自治基本条例検証シート

第26条（住民投票）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。</p> <p>3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>4 前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>住民の意思を直接問う制度として「住民投票」について規定しています。住民投票はあくまでも議会制（間接）民主主義を補完する制度であり、意思決定の最終手段として行うべきものと考えます。</p> <p>第1項では、住民投票の実施について位置づけています。</p> <p>第2項では、住民、市議会又は市長から、あらかじめ決めておいた条件を満たした発議があった場合は、市議会の議決を経ずに住民投票を実施するという、いわゆる「常設型」の住民投票制度を規定しています。</p> <p>住民投票の結果に拘束性はありませんが、市議会及び市長は結果を尊重することを第3項では規定しています。</p> <p>第4項では、住民投票の実施に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市住民投票条例（平成25年4月1日施行）」を制定しました。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 4 年度	・日進市住民投票条例制定（平成 2 5 年度施行）
平成 2 7 年度	・日進市住民投票条例改正（平成 2 8 年度施行） ※公職選挙法改正に合わせた投票資格者要件の改正

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 自治基本条例の規定に基づき、日進市住民投票条例を制定しました。
- 制度改正に合わせて、日進市住民投票条例の改正を行いました。
- 平成 3 0 年度までに、日進市住民投票条例が適用された事例はありません。
- 日進市住民投票条例の使いやすさについて、留意をする必要があります。

4 今後の方向性

- 引き続き、住民の意思を確認する手法の 1 つとして、日進市住民投票条例を適切に運用していきます。

日進市自治基本条例検証シート

第27条（条例の遵守）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。</p> <p>2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。</p> <p>3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>この条例の遵守に関して規定しています。</p> <p>第2項では、市政全般において、この条例が遵守されているかどうかの検証を市民参加による組織を設けて行うことを規定しています。</p> <p>第3項では、その検証を行うにあたっての組織体制や方法等この条例の遵守に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市自治推進委員会条例（平成19年10月1日施行）」を制定しました。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	<ul style="list-style-type: none">・日進市自治推進委員会条例制定・日進市自治推進委員会で、個別の条例遵守について、 検証【毎年度実施】 <p>(諮問内容)</p> <ul style="list-style-type: none">○第1期<ul style="list-style-type: none">・日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加と協働による市民主体の自治を推進する観点から、貴委員会の審議調査を求めます。○第2期<ul style="list-style-type: none">・(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例に関すること・日進市自治基本条例の検証について○第3期<ul style="list-style-type: none">・市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について○第4期<ul style="list-style-type: none">・市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について・日進市自治基本条例に規定する委任条例について○第5期<ul style="list-style-type: none">・日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）第28条の規定に基づく条例の見直しの検証について
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・日進市自治推進委員会で、日進市自治基本条例第27条第2項に規定する検証について諮問

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 日進市自治推進委員会へ、個別の条例遵守について検証を諮問し、委任条例の整備等、必要な措置を講じました。
- 平成30年度に日進市自治推進委員会へ、日進市自治基本条例第27条第2項に基づき、全条文の遵守について検証を諮問し、検証手法を含めて検討を行っています。

4 今後の方向性

- 引き続き、条例の遵守について検証を行い、その結果によって、必要な措置を講じていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第28条（条例の見直し）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第28条</p> <p>市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。</p> <p>2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から5年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。</p> <p>3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>この条例について、定期的に検証し、必要があれば改正も含めた措置をとることを規定しています。この条例はその性格上、簡単に改正するものではありませんが、定期的な検証とその結果による必要な措置について、制度として保障するものです。</p> <p>第3項では、その検証を行うにあたっての組織体制や方法等この条例の見直しに関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市自治推進委員会条例」を制定しました。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	・日進市自治推進委員会条例制定
平成23年度	・日進市自治推進委員会へ、条例見直しについて諮問
平成24年度	・日進市自治推進委員会から、平成23年度の諮問に基づき、見直しの必要はない旨、答申
平成28年度	・日進市自治推進委員会へ、条例見直しについて諮問
平成29年度	・日進市自治推進委員会から、平成28年度の諮問に基づき、見直しの必要はない旨、答申

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 日進市自治基本条例の規定に基づき、日進市自治推進委員会へ、条例の見直しについて諮問を行いました。
- 平成29年度までに、日進市自治推進委員会から、全体的な条文改正が必要との答申はありません。
- 日進市自治推進委員会の答申では、用語の定義等について、意見をいただいておりますので、整理が必要です。

4 今後の方向性

- 引き続き、定期的な条例の見直しについて、検討していきます。
- 日進市自治推進委員会の答申で意見をいただいている内容について、次の見直しに向けた整理を行っていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第29条（委任）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第29条 この条例の施行に関して必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。
解説	この条例の施行に関して必要な事項があれば、市議会及び市の執行機関が別に定めるよう規定しています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成9年度	・日進市行政手続条例制定
平成10年度	・日進市情報公開条例及び施行規則制定 ・日進市個人情報保護条例及び施行規則制定
平成19年度	・日進市自治推進委員会条例及び規則制定
平成21年度	・日進市未来をつくる子ども条例及び施行規則制定 ※関連条例
平成22年度	・日進市議会基本条例制定
平成23年度	・日進市市民参加及び市民自治活動条例及び施行規則制定
平成24年度	・日進市住民投票条例及び施行規則制定

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 平成24年度までに、自治基本条例の本文中に規定する委任条例を全て制定しました。
- 各委任条例については、担当課が運用を行っています。

4 今後の方向性

- 引き続き、各委任条例について、適切に運用を行っていきます。